

## 古都奈良の文化財

### 摘要

古都奈良の文化財は、日本の建築及び芸術の進化を示す希少な物証である。奈良が710年から784年まで日本の都として機能していた時代に、日本の文化的・政治的發展をもたらした極めて重要な時期を鮮明に示している。この時代に日本の国家体制が確立され、その後の日本文化の源泉として奈良は台頭し、栄華を極めた。「古都奈良の文化財」は、現在の奈良市に位置し、78棟の建造物を含む8つの構成要素から成り、面積は616.9 haである。登録資産の周辺には、緩衝地帯（1,962.5 ha）と歴史的環境調整区域（539.0 ha）を設定している。

平城京が置かれた場所は中国の風水思想に従って厳密に選定された。唐の都であった長安を基に壮大な都市計画が策定され、碁盤の目状の区画に宮殿、寺院、神社、公共の建造物、住居、道路が作られた。平城京の中央北端に位置する平城宮跡は、面積120 haを占める。国の政治や儀式を執り行う大極殿・朝堂院、天皇の居所である内裏、行政機関である各役所などがあった。

構成資産は5つの仏教寺院（東大寺・興福寺・薬師寺・元興寺・唐招提寺）、神社（春日大社）、関連する文化的景観（春日大社・春日山原始林）、考古学的遺跡（平城宮跡）から成る。これらの一群の構成資産は、日本の歴史に政治的・文化的変化をもたらした8世紀の日本の都における宗教や生活の在り方を鮮明に、包括的に示している。

### 評価基準

#### 評価基準 (ii)

古都奈良の文化財は、中国や朝鮮半島との文化的交流の結果としてもたらされた日本の建築及び芸術の進化を示す希少な物証であり、その後の（当該分野における）発展にも大きな影響を与えた。

#### 評価基準 (iii)

古都奈良の文化遺産群のうち、独特の建築遺産は、奈良に都が置かれていた期間における日本文化の栄華を示している。

#### 評価基準 (iv)

平城宮の地割・建物配置及び奈良に遺存する建造物群の意匠は、アジア古代の宮都における建築及び計画性の顕著な事例である。

#### 評価基準 (vi)

奈良に所在する仏教寺院及び神社は、仏教や神道といった信仰が、今なお独特の精神的な力及び影響を持ち続けていることを示している。

### 完全性

「古都奈良の文化財」は、古都奈良を代表する典型的な寺社の建造物群、日本古来の信仰の在り方を表す神社境内と自然とが一体となった文化的景観、考古学的遺跡から成る。それらは8世紀の日本の政治体制及び文化的伝統を表す上で不可欠の構成資産群であり、それらによって資産全体の完全性は十分に示されている。また、個々の構成資産の周辺には適切な範囲の緩衝地帯が設定されており、それらの保存状態に関する完全性の条件にも揺らぎはない。

2003年、世界遺産委員会が大和北道路の建設による地下水位の変化が平城京の埋蔵文化財に与える負の影響について懸念を表明して以来、政府による介入やモニタリングが続けられている。現在、締約国では平城宮に計画中的新しい見学施設の視覚的影響について検討を行っている。

## 真実性

古都奈良の建造物群における修理事業は19世紀末、1897年に「古社寺保存法」が制定されて以降、始まった。春日大社においては、式年造替の伝統が守られている。

形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境の観点から、建造物の真実性は高い水準に保たれている。日本における文化財保護の原則によると、損傷を受け又は価値を減じた建築的要素の修復は、当初の建築者が用いたものと同様の素材・技術で行うこととされている。長い間水田の下で保存されてきた平城宮跡の考古学的遺跡についても、形態、材料・材質、位置・環境の観点から、高い水準の真実性が保持されている。発掘された遺跡についても保護のため埋め戻しが行われている。

平城宮跡において行われたいくつかの門・院室・庭園の復元も、日本において継承されてきた伝統的な建築物や発掘調査によって明らかとなった相当量の情報資料に基づいている。そのため、復元建物は形態・意匠の観点からの真実性を保持している。締約国では現在、復元建造物に関するすべての明確な論拠と正当性の必要性を重視しながら、どのように保存作業を確実な形で継続できるか、検討を行っている。

また、春日山原始林では841年から狩猟や木々の伐採が固く禁じられており、現在も聖なる森として保護されている。したがって、その位置・環境、精神性の観点における真実性に揺らぎはない。

## 保護・管理に係る要件

構成資産はいずれも文化財保護法の下に国宝・特別天然記念物・特別史跡等に指定されており、厳密な保存が図られている。

各寺社の建造物群及びその境内については、所有者である各寺社が保存及び管理に当たっており、保存状況は良好である。春日山原始林については奈良県が、平城宮跡については国・奈良県が連携して保存及び管理に当たっている。特に平城宮跡とその緩衝地帯の一部を含む周辺の区域は2008年に国営公園となり、考古学的遺跡の適切な保存及び活用を目的とする整備事業が今後も継続的に実施される計画である。

また、各構成資産の周辺には、文化財保護法・古都保存法その他条例等によって明確かつ適切な範囲の緩衝地帯が設定されている。

「古都奈良の文化財」の全体を対象とする包括的保存管理計画は策定されていないが、いずれの構成資産に対しても修理・整備を含む保存・管理調査事業が計画的に実施されている。長期的な保存・保護を確実なものにするためには、保存管理計画の拡充が必要である。